

南九州市成年後見人等報酬助成 助成費用決定の変更について

令和7年4月から助成費用の決定について以下のとおり変更します

◆助成費用については家庭裁判所の審判の結果、本人の負担能力等を総合的に考察の上、審査を行い、助成の支給の可否や支給額等を決定しております。審査については、本人の預貯金や生活費（支出額）を計算に用いております。

本人の抱える負債についても考慮の上、計算を行ってまいりましたが、**令和7年4月からは「返済中の負債」のみを考慮し計算を行ってまいります。**

◆「返済中の負債」は提出いただく書類のうち、下記書類にて判断を行います。負債の内容や月の返済額の記載を確認させていただきます。

【財産目録の写し】及び【収支予定表の写し】

◆より多くの方にご利用いただくために、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

南九州市役所

長寿介護課 介護予防支援係（被後見人等が高齢者の場合）

福祉健康課 障害福祉係（被後見人等が高齢者以外の場合）

〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地

TEL : 0993-56-1111